

令和7年7月8日

各 位

屋久島森林管理署

屋久島・種子島国有林野への入林手続の変更について（重要）

日頃より屋久島森林管理署の業務にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

この度、業務の見直しに伴い令和7年7月16日以降の入林手続については、従来屋久島森林生態系保全センターで行っていたものを屋久島森林管理署にて行うこととなりました。

手続き方法等の変更はありませんが、入林届の提出や高山植物等採取許可証の受取も屋久島森林管理署（安房）となります。屋久島森林生態系保全センターでは受付・手交等できませんのでご注意ください。

ご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。